

小金井市立公園等台帳システム保守委託仕様書（案）

1 業務の目的

小金井市立公園等台帳システム導入支援委託により構築された、クラウドサービスを利用した公園等台帳管理システムの安定的かつ安全な運用とすることを目的とする。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託業務内容

下記の業務が安定的かつ安全にできるようクラウドサービスを安定的かつ安全にシステムを保守すること。

(1) 情報の一元化された運用

ア 公園管理情報を1つのシステムに収容することが可能であること。

イ 運用上において市及び指定管理者の公園管理に係る部署で同一データを基に作業ができること。

ウ 入力した情報が即座に共有できること。

エ 共通データベースで複数のユーザーが情報を共有できること。

オ 共通データベースへのアクセスは、同時に10アクセス以上の稼働ができること。

(2) 情報のアクセス管理の確保

ア 複数の職務階層で一元化された情報を共有することから、情報の入力、出力、閲覧については、各階層（実務上の役職・権限等）及び、指定管理者の管理ごと等に適切にアクセス権を設定できること。

イ 各データへのアクセス権は、市立公園等において地域ごとや管理組織ごとにグループ化し、アクセスを制限することが可能であり、グループ化した地域ごとや管理組織ごとにアクセス権を設定できること。

ウ データ項目ごとにアクセス権を設定できること。

(3) データの更新及び、新規公園の追加

ア 取り込んだデータの更新、編集機能を有し、係る作業が容易なこと。

イ 新規公園の登録について、公園平面図や施設等を即時に登録することが可能でありかつ容易であること。

(4) 情報検索

ア 公園名、施設分類、施設の部位・部材、管理履歴内容、設置年月日、処理期間などについて単独、クロス項目での情報検索、絞り込み検索ができ、一覧表示できること。

- イ 検索項目については、任意設定されたデータ項目を含め検索できること。
- ウ 管理対象施設ごとに、関連する点検、補修、事故、苦情などの日常の管理履歴を確認できること。

(5) 情報出力機能

- ア システムに入力した全てのデータや図面を EXCEL、PDF 等として任意に出力することが出来る。(データ出力については、相当のアクセス権限を設けて情報管理できること。)
- イ (4)の検索結果、検索結果をデータとして出力できること。

4 システムの運用・保守

(1) システムの保守支援

- ア 定期的なバックアップ (1日1回以上) を行い、バックアップデータを適正に管理すること。
- イ データやシステムの不正利用を防止する仕組みを有していること。
- ウ サーバ側でのウイルス対策等を適正に行うこと。
- エ システム及びサービス全般についての問い合わせに迅速に対応すること。
- オ 問い合わせ対応は平日午前9時から午後5時までとする。

(2) セキュリティ対策

- ア 管理画面へのインターネット上の通信について、SSL/TLSによる暗号化通信を行い、改ざん等への防止対策を実施すること。
- イ サーバで保存するデータは、全て暗号化を行うこと。
- ウ ファイヤーウォール等のサイバー攻撃対策・不正アクセス対策を実施すること。
- エ IP アドレスによるアクセス制限を行うこと。
- オ システムへのログイン、アプリケーション操作等のシステム操作に関するログを取得できること。
- カ アクセスログは一定期間保存すること。
- キ 障害発生時に、速やかにシステムの復旧を行える体制を擁すること。

(3) システム利用に際してのその他留意点

- ア サーバはクラウド型であること。
- イ ソフトウェアのインストールの必要がないこと。
- ウ ハードウェアの追加の必要がないこと。
- エ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari のブラウザで対応可能なWEBシステムであること。

5 担当者等の適正な配置について

受託者は、安定的かつ安全な運用のため、定期的メンテナンスや保守のほか、質疑や相談に対応できる担当者を配置し、業務の対応を行わせること。

6 支払方法

毎月払い

7 その他

(1) 守秘義務

ア 本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

イ この契約による業務を履行するため個人情報等を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 協議

受託者は、本仕様書のほか、関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。本仕様書に定めのない事項または解釈上疑義の生じる事項については、その都度市と協議のうえ、決定するものとする。